

公益通報者保護法の 一部が改正されました

弁護士 長谷川 彰

1 はじめに

公益通報者保護法は、リコール隠しや食品表示偽装事件などが発生したことを受け、このような事業者の不祥事を通報したものを保護して、内部告発のハードルを下げるために2004年に制定された。その際、附則には施行後5年の見直しが定められていたが、2006年4月の法施行から実に14年後ようやく改正された。

そこで、今回改正された内容について説明する。

2 公益通報者の範囲の拡大(改正法2条1項等)

現行法では、公益通報者として保護されるのは、現役の労働者に限られていた。しかし、勤務している間に公益通報を行うことには躊躇を覚えることが多いことに配慮して、退職後1年以内の退職者も保護の対象となった。

また、役員も公益通報者として保護の対象に加えられた。役員は、事業者内において違法行為を知りうる立場にある一方で、解任・再任拒否などの不利益を受けることがあり得るので、今回の改正で役員も公益通報者として保護されることになったのは妥当である。

3 通報対象事実(改正法2条3項)

現行法では、通報対象事実の範囲を刑事罰の対象となる行為に限定していたが、今回の改正で、行政罰の対象となる事実が追加された。

4 行政機関への通報の要件緩和(改正法3条2号)

通報対象事実について処分または勧告等をする権限を有する行政機関に対する通報の要件として、現行法は、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合」との要件を設けていた。これに対し、改正法では、通報者の氏名・住所等を記載した書面を提出した場合には、上記下線部のいわゆる「真実相当性」の要件が緩和され、行政機関への通報が行いやすくなった。

5 報道機関などの「外部」への通報(改正法3条3号)

現行法では、報道機関等への通報の要件を「個人の

生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合」としていたが、改正法では、「個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人の財産に対する損害(回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であって、通報対象事実を直接の原因とするものに限る)が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合」にまで拡張された。また、これまでは規定がなかった、通報者を特定させる情報が漏れる可能性が高い場合にも報道機関等への通報が可能になった。

6 守秘義務(改正法12条、21条)

事業者内部で、内部調査等に従事する者(公益通報対応業務従事者)に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務づけた。そして、同義務違反に対する刑事罰を導入した。

これまでも、オリンパス不当配転事件などで見られたように、事業者内で通報を受け付けた者が公益通報者及び通報内容を当該公益通報対象事実を行っている者に漏洩するなどの事例があり、その結果、公益通報者が不当な取扱いを受けてきた。

このような問題を解決するためにも、公益通報対象業務従事者に罰則付きの守秘義務を課したことは妥当である。

7 損害賠償責任免除(改正法7条)

事業者は、公益通報を受けたことを理由として、公益通報者に損害賠償請求をすることはできないことを明文化した。

8 内部通報体制の整備(改正法11条)

従業員数が300人を超える事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等(窓口設定、調査、是正措置等)を義務づけた。なお、従業員300人以下の中・小事業者については、努力義務に止めている。

そして、この体制整備義務を実効性あるものとするために、行政措置(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)を導入した(15条、16条)。

9 残された問題

(1) 通報対象事実

今回の改正では、上記の通り行政罰の対象となる行為にまで拡張されたものの、消費者保護や環境保

全等の法目的による通報対象事実の範囲の限定は従来のままとされた。このため、公文書管理法、税法、補助金適正化法等の違反に関する通報は保護の対象から外れているが、今後の改正で、早急にこれらの法律に反する行為も通報対象事実を追加すべきである。

(2) 不利益な取扱いに対する刑事罰・行政措置

公益通報者は、自らの利益のためではなく、社会・公共の利益のために通報を行うのである。通報を行ったことにより、報復人事などの不利益な扱いを受けることを恐れて、沈黙することがあってはならない。そこで、不利益な取扱いがなされた場合の行政機関による指導・勧告や組織名の公表、さらには、不利益な取扱いを行った機関に対し、刑事罰を科すなどの制度を設けることが至急検討されなければならない。

(3) 内部資料持ち出しにかかる責任減免

公益通報は、何らかの資料がなければ、調査を開始できないことが多い。通報先も、裏付け資料もなく通報しても取り合ってもらえないことが現実である。しかし、資料の持ち出し行為の責任を問われるリスクを常に通報者に負担させたのでは、通報者は萎縮してしまい、社会にとって真に有益な通報がなされなくなってしまいかねない。そこで、内部資料持ち出しについては、公益通報の要件を満たす限り、責任を減免するとの規定を設けるべきである。

改正法の附則5条では施行後3年を目途として、公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置のあり方及び裁判手続きにおける請求の取扱いその他新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されている。今度こそ、この附則にしたがって3年後に見直しを行い、上記の課題が実現されることを望むものである。